経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	R8 姫ノ井・口目塚 集 1	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大月町長　岡田　順一	（所在地） 高知県幡多郡大月町弘見2230番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	口目塚字 投石	167-2	95	2	22	山林	0.6009	ヒノキ	33,32	公告の日から	5年 (2032.3.31)	乙は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈時期〉 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	対象範囲は別添図面参照
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

整理番号	R8 姫ノ井・口目塚 集 1

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　高知県幡多郡大月町弘見2230番地　大月町長　岡田　順一

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

（記載注意）

（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3）　間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4）　森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は登記簿に記載された地番ごとの面積を記載することとし、登記簿に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、
備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「地目」は登記簿に記載された内容を記載することとし、現況と異なる場合は（　）書きで下段に2段書きにする。「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載
すること。

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1　個別事項

整理番号	R8 姫ノ井・口目塚 集 2	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称） 大月町長　岡田　順一	（所在地） 高知県幡多郡大月町弘見2230番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称） [redacted]	（住所又は所在地） [redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	口目塚字六郎谷	171-5	97	1	3	山林	0.7942	ヒノキ	32,28	公告の日から	5年 (2032.3.31)	乙は、存続期間中に間伐を１回実施するものとする。 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年１回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は車道からの目視によって判断できる限りで行う。 乙は、経営管理を行うために必要な場合は森林作業道を開設するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	〈時期〉 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。 〈相手方及び方法〉 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	対象範囲は別添図面参照
2	口目塚字六郎谷	171-3	97	1	14	山林	0.3390	ヒノキ	28	〃	〃				
3	口目塚字投石	167-22	95	2	37	山林	0.2654	ヒノキ	27	〃	〃				
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

整理番号	R8 姫ノ井・口目塚 集 2

番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　住　所　高知県幡多郡大月町弘見2230番地　大月町長　岡田　順一

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　住　所　[redacted]

（記載注意）

（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（3）　間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
（4）　森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
（5）（A）欄の「面積」は登記簿に記載された地番ごとの面積を記載することとし、登記簿に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、
備考欄にその旨を記載すること。
（6）（A）欄の「地目」は登記簿に記載された内容を記載することとし、現況と異なる場合は（　）書きで下段に2段書きにする。「現況樹種」及び「現況林齢」は現地調査等により把握した内容を記載
すること。